

大口町告示第20号

大口町在宅生活支援助成事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成30年3月26日

大口町長 鈴木雅博

大口町在宅生活支援助成事業実施要綱の一部を改正する要綱

第1条 大口町在宅生活支援助成事業実施要綱（平成24年大口町告示第42号）

の一部を次のように改正する。

第4条本文及びただし書を次のように改める。

助成の対象となる費用は別表のとおりとする。ただし、助成金の交付申請と改修等が同一年度内であるものに限る。

第5条中「助成対象者の居宅」を「助成対象者」に改める。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第4条関係）

種類	対象となるもの
住宅改修工事	手すりの設置工事
	段差等を解消するための工事
物品の購入	入浴補助用具（補助いす等）
	補高便座
	床置き型手すり
	歩行器
	歩行車（自立歩行が困難な方の歩行を補助する用具。シルバーカーを除く。）

備考 1 住宅改修工事は屋内及び屋内への出入りのために必要なものに限る。

2 助成の対象となる物品は、TAIS（福祉用具情報システム：タイス）コード又は福祉用具届出コードのいずれかを取得したのものに限る。

第2条 大口町在宅生活支援助成事業実施要綱の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「から11号」を「及び第10号」に改め、「10分の8」の次に「に、第11号に定める者は、対象額の10分の7」を加える。

附 則

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成30年8月1日から施行する。

- 2 第2条の規定による改正後の大口町在宅生活支援助成事業実施要綱の規定は、平成30年8月1日以後に申請書の提出のあったものから適用する。